

第 5 期各務原市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(令和 5 年 9 月 4 日決裁)

(設置)

第 1 条 各務原市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、各務原市（以下、「市」という。）と共に令和 7 年度から令和 11 年度までの各務原市地域福祉活動計画（以下、「計画」という。）を策定するため、第 5 期各務原市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の案の策定に関する事。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから各務原市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉に関する事業等に従事する者
- (3) 医療関係団体、地域団体その他の団体の役員等
- (4) 学校教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問ひ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、各務原市社会福祉協議会地域福祉課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。